

訪問看護料金表(介護保険)

2024/06/01～

(1)訪問看護料金表(介護予防)

飯塚市は地域区分が「7 級地」であるため下記表の単位数に 10.21 を乗じた金額のうち、介護保険負担割合(1 割～3 割)に基づいた額が自己負担となります。1 カ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を 合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

★看護師による訪問	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分未満	303	309	618	928
30 分未満	451	460	1104	1381
30 分以上 1 時間未満	794	810	920	2432
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090	1112	2225	3338

※早朝・夜間帯の料金は単位数に 25%増、深夜帯の料金は 50%増になります。

★理学療法士等による訪問	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分以上	284	289	579	869
40 分以上	568	579	1159	1739
60 分以上	852	869	1739	2609

◆該当者に加算(月 1 回)	単位数	1 割	2 割	3 割			
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	612	1225	1837			
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	586	1172	1758			
特別管理加算(Ⅰ)	500	511	1021	1532			
特別管理加算(Ⅱ)	250	256	511	766			
退院時共同指導加算	600	613	1226	1838			
初回加算(Ⅰ)	350	357	714	1072			
初回加算(Ⅱ)	300	307	613	919			
ターミナルケア加算	2500	2552	5105	7657	1 割	2 割	3 割
		複数名訪問看護加算(Ⅰ)			複数名訪問看護加算(Ⅱ)		
複数名訪問加算 30 分未満	254	260	519	778	206	411	616
複数名訪問加算 30 分以上	402	411	821	1232	324	648	971
長時間訪問看護加算 (1 時間半以上の訪問)	300	307	613	919	307	613	919

※准看護師による訪問看護は時間別単位に 90/100 を乗じた単位数を算定する。

(2)訪問看護料金表(要介護)

飯塚市は地域区分が「7 級地」であるため下記表の単位数に 10.21 を乗じた金額のうち、介護保険負担割合(1 割～3 割)に基づいた額が自己負担となります。1 カ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を 合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

★看護師による訪問	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分未満	314	320	641	961
30 分未満	471	480	961	1442
30 分以上 1 時間未満	823	840	1680	2520
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128	1151	2303	3455

※早朝・夜間帯の料金は単位数に 25%増、深夜帯の料金は 50%増になります。

★理学療法士等による訪問	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分以上	294	300	600	900
40 分以上	588	600	1200	1801
60 分以上	882	900	1801	2701

◆該当者に加算(月 1 回)	単位数	1割	2割	3割			
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	612	1225	1837			
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	586	1172	1758			
特別管理加算(Ⅰ)	500	511	1021	1532			
特別管理加算(Ⅱ)	250	256	511	766			
退院時共同指導加算	600	613	1226	1838			
初回加算(Ⅰ)	350	357	714	1072			
初回加算(Ⅱ)	300	307	613	919			
ターミナルケア加算	2500	2552	5105	7657	1割	2割	3割
		複数名訪問看護加算(Ⅰ)			複数名訪問看護加算(Ⅱ)		
複数名訪問加算 30分未満	254	260	519	778	206	411	616
複数名訪問加算 30分以上	402	411	821	1232	324	648	971
長時間訪問看護加算 1時間半以上の訪問)	300	307	613	919	307	613	919

※准看護師による訪問看護は時間別単位に 90/100 を乗じた単位数を算定する。